平久保半島自治協議会 規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、平久保半島自治協議会と称する。

第2条（所在地）

本会の主たる事務所は、沖縄県石垣市平久保234-231【久宇良公民館】に置く。

第3条（目的）

本会は、平久保半島の住民が自ら考え行動することで、先人が築き上げてきた歴史や文化、星空を含む貴重な自然資源を活かし次代へ継承するとともに、平久保半島の新たな魅力を創出するための地域ブランドの確立を目的とする。またそれらの活動を通して、すべての住民が平久保半島で暮らせることを誇りとし、緊密な連携のもとで時代の変遷に即した持続可能な地域社会となるための地域循環共生圏の形成を目指す。地域のことは地域で決め、地域の協働で解決する。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 平久保半島共同憲章の策定及び管理に関する事業
2. 平久保半島条例設置に向けた事業
3. 地域の景観保護及び平久保半島ブランドの向上に関する事業
4. 国立公園の保護と利用
5. 水資源の保護に関する事業
6. 平久保半島独自の開拓移民によるミックス文化の継承に関する事業
7. 持続可能な観光の推進に関する事業
8. 地域住民及び企業との協力体制の構築に関する事業
9. まちづくり創生計画の策定に関する事業
10. 交流等の企画及び運営に関する事業
11. 公共施設の指定管理に関する事業
12. 生活支援に関する事業
13. 環境保全に関する事業
14. 特産品の加工、開発及び販売に関する事業
15. 教育文化の継承及び振興に関する事業
16. 農林水産資源の活用に関する事業
17. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条（事業者会員）

本会は次の事業者を認定事業者として公表し、平久保半島において信頼のおける事業者として平久保地域の住民と事業者の間を本会が円滑に取り持つ。認定事業者は、基本的に平久保半島で畜産を含む農業や観光に関わる事業を行っている事業者を対象とする。事業者会員は総会の決議権はないものとする。

1. 事業者会員：平久保半島で事業を行う事業者で、本会の目的に賛同し、入会した個人または団体または企業
2. 賛助会員：平久保半島外の事業者で、本会に賛助する為に入会した個人または団体または企業

第6条（入会・退会）

入会: 本会の会員として入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、理事もしくは事務局1名の推薦を得なければならない。入会の可否は、基本的に年一回の理事会によって決議されるが、早急に入会を求める場合は、臨時の理事会をもって決議される。

退会: 退会を希望する場合は事務局に所定の退会届を提出し、認定書を返還しなければならない。また、会費の返金は年度途中の場合においても行わないとする。

第7条（会費）

会員は、毎年4月に認定料として年間1万円の会費を納入しなければならない。いかなる場合においても返金は行わないものとする。

第3章 総会

第8条（構成）

総会は、役員会をもって構成する。

第9条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

1. 規約の変更
2. 事業計画及び予算の承認
3. 役員の選任または解任
4. 解散及び残余財産の処分

2 総会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条（開催）

定時総会は事業年度終了3カ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第11条（議長）

総会の議長は、出席事務局の中から選任する。

第4章 役員

第12条（役員の種類と定数）

本会に次の役員を置く。

1. 会長　1名（総会において選任する）
2. 理事　5名（平野、平久保、久宇良、明石、伊原間の5名の公民館長）
3. 顧問　人数は定めない（公民館長経験者）
4. 監事　各公民館の会計担当者が持ち回りで担当する
5. 相談役　人数は定めない（総会において選任する）
6. 事務局　5名以上（各公民館長推薦者）

第13条（役員の選任）

役員は総会の決議によって選任する。

第14条（理事の職務）

理事は理事会を構成し、本会の業務を執行する。

第5章 資産及び会計

第15条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条（会計報告）

事務局は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた後、総会の承認を得なければならない。

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書

第6章 補則

第17条（規約の変更）

この規約の変更は、総会において理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

第18条（解散）

本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

令和6年11月28日 制定
令和7年12月19日 改定
令和8年4月8日 改定

会長 ＿＿＿＿＿＿＿＿　印

理事 ＿＿＿＿＿＿＿＿　印
理事 ＿＿＿＿＿＿＿＿　印
理事 ＿＿＿＿＿＿＿＿　印
理事 ＿＿＿＿＿＿＿＿　印
理事 ＿＿＿＿＿＿＿＿　印